

該当サービス種別	短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院
項目	看護体制加算（Ⅰ）（看護師の機能訓練指導員との兼務）
指摘内容	看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合において、加算の算定要件となる常勤の看護師が機能訓練指導員を兼務している事例があった。
改善内容	看護体制加算（Ⅰ）の算定には、指定介護老人福祉施設として常勤の看護師を1名以上配置していることが必要であり、その看護師が、看護職員としての業務以外の業務に従事することは望ましくないとされていますので、ご注意ください。
備考	